

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	小平市 児童福祉(保育の実施・費用の徴収)に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小平市は、児童福祉(保育の実施・費用の徴収)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

小平市長

## 公表日

令和5年9月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉(保育の実施・費用の徴収)に関する事務
②事務の概要	児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、児童福祉(保育の実施・費用の徴収)に関する事務を行う。 小平市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 入所利用調整及び保育料決定(徴収)における世帯状況・住民税額等の確認
③システムの名称	1 子ども子育て支援給付システム 2 団体内統合宛名 3 中間サーバー 4 サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項及び別表第1の8の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第8条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	情報提供の根拠 情報提供は行わない  情報照会の根拠 番号法 第19条第8号及び別表第2 項番13、16
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭部保育課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	子ども家庭部 保育課 〒187-8701 東京都小平市小川町2丁目1333番地 電話 042-341-1211 内線2567
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども家庭部 保育課 〒187-8701 東京都小平市小川町2丁目1333番地 電話 042-341-1211 内線2567

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ○ ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ○ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年8月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
平成28年7月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年8月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
平成30年1月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	小松 耕輔	市川 裕之	事後	人事異動のため
平成30年1月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日時点	平成29年12月1日時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
平成30年1月19日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日時点	平成29年12月1日時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
平成30年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市川 裕之	課長	事後	様式変更のため
平成30年6月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年12月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
平成30年6月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年12月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和1年6月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和1年6月19日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和1年6月19日	IV リスク対策		新規追加のため各項目対応	事後	レイアウト変更のため
令和2年9月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	再実施により、しきい値の再調査を行ったため。
令和2年9月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	再実施により、しきい値の再調査を行ったため。
令和2年9月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	第19条7号	第19条8号	事後	法改正のため
令和3年9月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和3年9月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和4年9月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和4年9月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和4年9月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年9月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和4年9月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年9月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和5年1月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		サービス検索・電子申請機能を追加	事後	見直しにより新規追加が必要になるため。
令和5年9月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年12月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和5年9月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年12月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和5年9月20日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	自己点検	内部監査	事後	監査の変更のため。

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	小平市 子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小平市は、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

小平市長

## 公表日

令和5年9月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務を行う。 小平市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。  子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施にかかる世帯状況・住民税額等の確認
③システムの名称	1 子ども子育て支援給付システム 2 団体内統合宛名 3 中間サーバー 4 サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項及び別表第1の94の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	情報提供の根拠 情報提供は行わない  情報照会の根拠 子どものための教育・保育給付の支給に関する事務のみ情報照会を行う 番号法 第19条第8号及び別表第2 項番116
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭部保育課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	子ども家庭部 保育課 〒187-8701 東京都小平市小川町2丁目1333番地 電話 042-341-1211 内線2567
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども家庭部 保育課 〒187-8701 東京都小平市小川町2丁目1333番地 電話 042-341-1211 内線2567

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる



## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ○ ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ○ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年8月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
平成28年7月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年8月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
平成30年1月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	小松 耕輔	市川 裕之	事後	人事異動のため
平成30年1月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日時点	平成29年12月1日時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
平成30年1月19日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日時点	平成29年12月1日時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
平成30年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市川 裕之	課長	事後	様式変更のため
平成30年6月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年12月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
平成30年6月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年12月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和1年6月19日	表紙 評価書名	小平市 子どものための教育・保育給付の支給に関する事務 基礎項目評価書	小平市 子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 基礎項目評価書	事後	幼児教育・保育の無償化により、新たな事務が発生したため。
令和1年6月19日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	小平市は、子どものための教育・保育給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	小平市は、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	幼児教育・保育の無償化により、新たな事務が発生したため。
令和1年6月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	子どものための教育・保育給付に関する事務	子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	事後	幼児教育・保育の無償化により、新たな事務が発生したため。
令和1年6月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務を行う。 小平市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 子どものための教育・保育給付の支給認定にかかる世帯状況・住民税額等の確認	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務を行う。 小平市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施にかかる世帯状況・住民税額等の確認	事後	幼児教育・保育の無償化により、新たな事務が発生したため。
令和1年6月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報提供の根拠 情報提供は行わない 情報照会の根拠 番号法 第19条第7号及び別表第2 項番116	情報提供の根拠 情報提供は行わない 情報照会の根拠 子どものための教育・保育給付に関する事務の番号法 第19条第7号及び別表第2 項番116	事後	幼児教育・保育の無償化により、新たな事務が発生したため。
令和1年6月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和1年6月19日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和1年6月19日	IV リスク対策		新規追加のため各項目対応	事後	レイアウト変更のため
令和2年9月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	再実施により、しきい値の再調査を行ったため。
令和3年9月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	再実施により、しきい値の再調査を行ったため。
令和3年9月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	第19条7号	第19条8号	事後	法改正のため
令和3年9月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和3年9月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和4年9月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和4年9月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和4年9月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年9月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和4年9月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年9月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和5年1月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		サービス検索・電子申請機能を追加	事後	見直しにより新規追加が必要になるため。
令和5年9月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年12月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和5年9月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年12月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和5年9月20日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	自己点検	内部監査	事後	監査の変更のため。